Searchlight 2014 3

http://www.jrpf.gr.jp

編集発行:総務広報委員会 平成26年3月3日発行 第4号

News & Topics [工業会メール配信より]

リンクをクリックすると詳しい情報を参照できます

平成 26 年春の花粉飛散予測(第2報)について(環境省)

http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17693

廃ペットボトルの店頭回収・リサイクルの実証事業開始について(環境省)

http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17695

産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況

(平成23年度実績)について(環境省)

http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17735

機械受注統計調査報告書平成25年12月実績及び平成26年1月~3月見通し(内閣府)

http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/juchu/juchu.html

產業構造審議会產業技術環境分科会第2回研究開発·評価小委員会(経產省)

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/7221

中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会(第4回)の開催について(環境省)

http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17768

平成25年度補正予算の省エネ補助金について(詳細は下記ホームページにて)

https://sii.or.jp/cutback25r/first_announcement.html

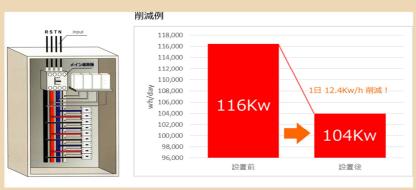
替助会員のご紹介

当社は、1986年の設立以来、各種環境機器をはじめ、中古機器、現場で使われる消耗資材の販売、ホームページ・会社案内作成 といった営業支援など、業界の変化するニーズにあわせて、各種のサービスをご提供させていただいてまいりました。

引き続き、環境ビジネス専門商社として、業界のお役に立てるように努力して参ります。

さて、この度は会員企業様の課題である『電気代を削減する』アイテムをご紹介させていただきます。

消費電力を最大 5~25%削減するコンサルティングを致します。従来の電力削減のように面倒な管理の手間もなく、製造ライ ンを止めるという事もありません。



電気代は FUJITeX が下げます。

電気代を 5~25%削減 のコンサルティングをします。

詳細はぜひ下記までお問合せください

〒 0120-81-2166 担当:北山

TEL: 080-3707-3485 (担当直通)

http://www.fjtex.co.jp [E-mail]info@fjtex.co.jp

|所所在地:札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

寄稿 株式会社関商店における防災対策について

寄稿 株式会社関商店 取締役 茨城工場長 吉田 潤

産業廃棄物処理業と固形燃料製造業を兼ねている弊社にとって、本来優れた燃料として正の面を持つ RPF は、 火災時には災害を促進させてしまうという負の側面を持つ「両刃の剣」のジレンマがある。

本事業は廃棄物から RPF の製造に至るエネルギーコストを最小にしつつ、ユーザーが享受するエネルギーを最大にすることで成立する。これは、都市部より静脈のように張り巡らされた収集運搬経路を使って集められた原料廃棄物を、都市近郊に設置された RPF 生産施設で集約・高密度化して、燃料消費地に一気に動脈輸送で送るのが合理的である。ここで、RPF 生産施設は原料の集約・高密度化という点でエネルギーのボトルネックとなり、労働災害はもちろんのこと、特に「火災」のリスクが大幅に増加することに注意を払わなければならない。冒頭に申し上げた点はまさにここにある。

弊社では『火災は会社の命取り』のスローガンの元、防火に対し最大限の注意を払っている。今回は弊社茨城 工場における防火体制・消火設備について、簡単にご紹介する。

防火体制について:当工場では24時間365日社員が常駐し、防火監視体制を常時継続している。工場稼働時以外においても社員が常時構内を巡回し異変の早期発見に努めている。また、自衛消防隊を組織し年2回消防訓練を実施するとともに、月一回の安全衛生委員会においても危険個所の洗い出し→改善を重ねながら、社員の防火意識向上に取り組んでいるところである。

消火設備について:弊社茨城工場(第一工場・第二工場とで構成)

第一工場 消火栓 9 か所の他に 移動式粉末消火器 1 か所・消火器 3 3 か所

第二工場 消火栓12か所の他に 移動式粉末消火器14か所・消火器 36か所

をそれぞれ設置するとともに、全製造・前処理ライン付近全20か所に投げ込み式消火剤を定置し、初期消火に対する十全の措置を講じている。また、全製品ヤードにスプリンクラーを設置するとともに、製品燻りに即対応する為に散水スプレーガンも設置している。さらに、前処理ラインから排出される磁性物等異物置場上部にもスプリンクラーを設置し、常時散水により火災リスクを低減しているところである。

その他の防災対応では、昨年AEDを導入し、それと同時に消防署の方をお招きし、AED講習会を行っている。 これらの活動が、万が一の備えになるのはもちろんだが、その万が一の災害を起こさないための、継続的な意識 啓発につながっている。





工業会 活動報告

連載 「容リ法制度見直し」を検討する政府審議会:25年12月5日の審議会より報告

政府は「容器リサイクル法制度」の見直し検討を、専門的な調査・審議を行い進めるという観点から昨年9月より審議会を進めてきました。12月5日の審議会ではマテリアル再商品化手法を中心に6団体のプレゼンテーションがあり、今月の会報では、そのうちプラスチック容器包装リサイクル推進協議会、高度マテリアルリサイクル推進協議会のプレゼンテーションを中心に報告いたします。(次号では2月の審議会より報告します)

「プラスチック容器包装リサイクル推進協議会」は再商品化義務を負う特定事業者などで構成されており、再商品化委託料の拠出企業の団体です。同協議会のプレゼンテーションは立法時の「容リ法制度の趣旨」を「資源循環の促進による循環型社会を支える制度」ととらえ、容リ法制度によりゴミの減量化、3R・環境配慮など一定の成果がこれまでに得られたとしながらも、今後の課題として「資源循環を実現する社会的総コストの低減」、「合理的な手法選択による効率的な再商品化」などをあげ、それらの提言説明を盛り込み、各再商品化手法を論じました。下記に主な論旨を挙げます。(当日審議会資料はホームページ「環境省・中央環境審議会・容器包装の3Rに関する小委員会」で閲覧できます。)

- 1. 容器製造から始まり内容物の充填、配送・販売を経て家庭で分別排出され、再商品化までの各プロセスから発生する社会的総コスト、環境負荷、再商品化製品の価値などを総合的観点から評価する仕組みを確立する必要性を提言。循環型社会形成推進基本法の「再生利用の定義」では、マテリアルとケミカルは同等の再商品化手法であり、材料リサイクルが優先されるということは法の根拠にないと言う。
- 2. 再商品化製品の出口の懸念として、仮に One-Way パレット(売価¥1,100- 重量 18kg) が 再商品化総コスト¥120-/kg の材料で生産され、しかも、海外への製品輸送に使われ、海外で 処分されるものとしたら、国内で費やした努力とコストは報われるのだろうかと一例をあげて 疑問提示。
- 3. プラスティック材料を繰り返し熱成形再利用することによる物性の劣化、また、容器包装中身のプラスチックへの吸着による分子量、物性の低下による再生材料の物性劣化とそれに伴う再生材料の商品価値への懸念を提示。
- 4. 制度のそもそもの目的を「(国内)資源循環」と捉えるのならば、容器包装プラはエネルギー源として優れた性質を有し、石炭代替燃料となる循環資源として認定されたRPFも有効な再商品として制度の目的に適うと表明。

「高度マテリアルリサイクル推進協議会」のプレゼンテーションは調査データ、実験データ、再 商品化材料を使用した製品例を具体的に示し説得力のあるものでした。しかしながら、その内容 には疑問点も散見されます。下記に論旨を載せます。

1. 循環基本法の「再生利用」を形のあるものへの再商品化と解釈し、ケミカル手法によるガスは熱源として利用される限りにおいては再生利用とは考えられない。(先のプラ推進協は立法の目的から資源循環を広義に再生利用をとらえ、この協議会は法文面から再生利用を狭義にとらえている。)

- 2. 自治体が容リ分別物以外に回収している廃棄物の中にもマテリアルになる廃棄物が多く 含まれる。小規模自治体と再商品事業者が地域コンソーシアム(共同企業体)を結成し効率的 に収集・分別し、さらなる資源の有効利用(家庭廃棄物のマテリアル化率を高める)の実現を 図りたい。
- 3. 高度マテリアル利用として材料分別を強化し再商品化材料の品質を高め、自動車部品への 採用を試作検証している。(品質、材料特性、寸法精度が厳しく求められる自動車部品に、社 会的コストに見合う価格で再生材料が量産ベースで採用されるかは疑問)
- 4. 現在マテリアルでは残渣物として50%をRPF化しているが、選別精度を高めPS、PETの抜き取りを強化し78%の収率をめざし、RPFとしての残渣物を22%としたい。(この場合、RPFに残差として回される材料の塩素濃度は高くなるのではないか懸念)

この日のプレゼンの中で「資源循環」という言葉が示されていたが、立法当時と現在の「社会背景の変化」が資源循環のあり方に反映され、容り法制度にも反映され得るのではないかと考えました。3.11原子力発電所の事故と全国的原子力発電の停止、エネルギーのあり方自体が問い直されている現在、立法当時では想定されなかったことが起きています。一例を下記にあげます。

- 1. 原発事故による原子力発電の停止、再稼働しても将来的には脱原子力発電の方向を多くの国民が支持しているという事実。一方、化石燃料資源を大事にしなければならないことには変わりなく、原発代替として自然エネルギー、バイオ・廃棄物エネルギーの社会的必要性が増加している。
- 2. 現実には当面は火力発電で原子力発電を代替しなければならず、燃料輸入増大による貿易 収支の大幅赤字(国富の減少)が恒常化し、国内にあるエネルギー源の有効利用の必要性が増 大している。
- 3. 原油高付加価値化のために産油国がプラスティック材料の自国製造を拡大し、世界的にバージンプラスティック材料の需給関係はゆるんでいる。シェールガスの産出もその傾向に拍車をかけている。

こうした中、手間をかけずにマテリアル化できるプラ廃棄物を材料リサイクルすることには社会的有効性を見出すが、手間(とエネルギー)をかけなければ材料とならないプラ廃棄物までも材料リサイクルすることに社会的有用性があるかは疑問です。むしろ、そのプラ廃棄物をエネルギーとして適所にリサイクル利用することに、より社会的有用性があるのではないかと思います。また、社会的総コスト、再商品価値、再商品化プロセスと再商品利用におけるCO2排出・削減効果などを考慮して、総合的に最適解としての再商品化手法を判断しなければならないのではないか、資源循環最適解がマテリアル化以外にもあるのならば、マテリアル化のための手段である家庭・自治体分別方法も、その最適解実現のためには見直されてもよいのではないかと思います。JIS化された工業製品・固形燃料として、産業界に経済的に、また、環境面で貢献しているRPF手法を理解する声も審議会では聞こえてきました。(瀬田英博)

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/30.html 経産省審議会ホームページへ



事務局より

会報へのご意見、ご感想がございましたら EメールまたはFAXにて下記までお願い いたします

E-mail:info@jrpf.gr.jp

FAX 03-5296-0303